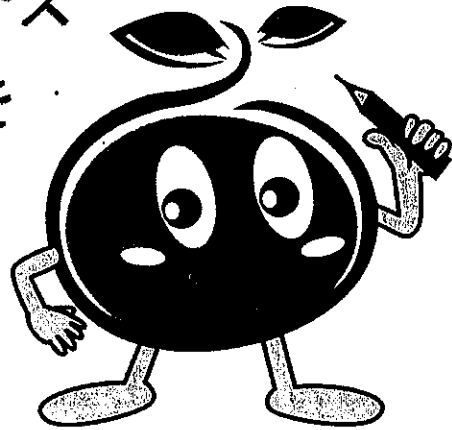


2020年農林業センサス (農林業経営体調査)を

実施します。

調査にご協力を
お願いします。



農林業センサス マスコットキャラクター「土っちー」

令和2年2月1日を基準日に、「2020年農林業センサス」が実施されます。この調査は、我が国における農林業に関する全数調査として、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に調査を5年ごとに実施しております。ご協力をお願いいたします。

全国で実施する調査です

農林業センサス農林業経営体調査は、国が実施する調査で、調査員が、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人の皆様へ元々伺い、聞き取り調査や調査票の配布を行う調査です。

※調査員は必ず顔写真付きの調査員証を身に付けています。

御確認の上、御協力をお願いします。

調査の時期などについては裏面をご覧ください

お問い合わせ先

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

市原市役所 企画部 総合計画推進課 統計調査室

電話：0436-23-9864 担当：地主

調査の時期

時期	作業内容
令和2年 1月上旬 ～2月上旬	調査員が、農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人の皆様の元へ伺い、聞き取り調査を行います。 聞き取り調査の結果、特定の条件（「経営耕地面積が30アール以上」など）に該当した場合に調査票を配布します。
2月中旬 ～2月下旬	配布した調査票を回収します。

よくある質問

Q1 この調査はどのようなことを調べていますか？

A1 経営耕地面積、農作物の作付面積、家畜の飼養状況、農産物の販売金額、農作業受託の状況、保有山林面積、林産物の販売金額などを調べています。

Q2 調査の結果はどのように利用されるのですか？

A2 様々な農林行政施策を企画立案するための指標として活用されているほか、地方交付税の算定基礎や各種統計調査の名簿作成などに利用されています。

Q3 どうしても答えなければならないのでしょうか？

A3 調査結果を利用して立案・実施されている様々な政策や将来計画の方向を誤るおそれがあり、正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、皆様からの正確な回答が必要ですので、ご協力をお願いいたします。

Q4 プライバシーは保護されるのでしょうか？

A4 統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられ、いただいた回答は外部に出されることは一切ありませんので、ご安心ください。